

（東京）2025 年 期 追論文テーマ

実施回	テーマ
第 1 回	AI により公認会計士の活動領域及び業務内容がどのように変化すると想定されるかについて、あなたの考えを述べなさい。（ただし、AI について詳しく述べる必要はありません。） また、想定している変化に対応するためには今後どのような取り組みが必要であるかについて、あなたの考えを述べなさい。
	字数（本論のみ。本論以外は、文字数に含めない。） ※本論における文字数には、「目次」、「はじめに」、「おわりに」は含めない。
	1,600 字～2,400 字

実施回	テーマ
第 2 回	あなたは監査チームのスタッフとして、3 月決算のクライアントと残高確認状発送手続の調整を行うことになりました。発送先は①金融機関、②得意先、③外部倉庫です。打ち合わせ時に、クライアント担当者から監査チームで選定した発送先について以下の要望がありました。 あなたはこの要望に対して監査チームメンバーとしてどのように判断、対応しますか。判断結果、理由及び具体的な対応手続を述べてください。（判断に必要な前提条件については各自適宜追加して結構です）なお、あなたの直接の上司はシニア 3 年目のインチャージですが、当該打ち合わせには同席していません。 ① A 銀行は、銀行口座は保有しているものの近年継続して残高がゼロであり、借入金やデリバティブ等も行っていないため、送付を省略したいが問題ないか。 ② 大口顧客である B 株式会社には毎年紙面で残高確認状を送付しているものの、例年紙面では回答してもらえず、メールに PDF ファイルを添付する形でのみ回答がある。先日 X 社から、メールでしか回答できないので紙面の確認状は送らないでほしい旨の連絡があった。X 社との関係性を考慮して今回からは紙面での送付を省略したいが問題ないか。 ③ C 倉庫は近年残高が少なくなってきたため、賃貸借契約を解約することを検討しており、C 倉庫の運営会社である D 社とはすでに契約を解約する方向で調整を進めている。D 社にとって当社は大口の顧客であるため当該賃貸借契約の解約は死活問題あることもあり、調整が難航している。以上のとおり D 社との関係性がセンシティブな状況にあるため、できれば送付したくないが問題ないか。
	字数（本論のみ。本論以外は、文字数に含めない。） ※本論における文字数には、「目次」、「はじめに」、「おわりに」は含めない。
	1,600 字～2,400 字

(東京) 2025 年 期 追論文テーマ

実施回	テーマ	
第 3 回	令和 7 年税制改正において、新リース会計基準に対応する改正が行われた。そこで<u>借手を前提</u>として以下について述べなさい。 ① 新リース会計基準の変更点及び税務上の取扱いの変更点について簡潔に述べなさい。 ② ①に関連して会計上の取扱いと税務上の取扱いで異なる点について述べなさい。 今回の税制改正により、企業、そして監査人としてそれぞれ留意すべき点について、あなたの考えを述べなさい。	
	字数(本論のみ。本論以外は、文字数に含めない。) ※本論における文字数には、「目次」、「はじめに」、「おわりに」は含めない。	3, 200 字～4, 000 字
実施回	テーマ	
第 4 回	2025 年 3 月 6 月に「包括利益の表示に関する会計基準（改正企業会計基準第 25 号）」が公表され、表示方法の見直しが行われた。この点について以下を論じなさい。 ①包括利益の表示方法の変更点とその目的、IFRS との整合性について簡潔に述べなさい。 ②実務上の課題と対応策について、あなたの考えを述べなさい。 ③利用者にとっての情報価値の向上という観点から、「包括利益表示の理想的なあり方」について、あなたの意見を述べなさい。	
	字数(本論のみ。本論以外は、文字数に含めない。) ※本論における文字数には、「目次」、「はじめに」、「おわりに」は含めない。	4, 800 字～5, 600 字

実施回	テーマ	
第 5 回	資本コストや株価を意識した経営が求められる中、多くの企業で ROIC が重要指標として活用されている。一方で、ROIC 経営には短期利益志向や成長投資抑制等の課題も指摘されている。 そこで、ROIC 経営の利点と限界を「簡潔に」述べた上で、中長期的企業価値向上の観点から、ROIC をどのように活用すべきか、具体的な業種やビジネスモデル、事業特性等に触れた上で、あなたの考えを述べなさい。	
	字数(本論のみ。本論以外は、文字数に含めない。) ※本論における文字数には、「目次」、「はじめに」、「おわりに」は含めない。	1, 600 字～2, 400 字

（東京）2025 年 期 追論文テーマ

実施回	テーマ	
第 6 回	2025 年 7 月 17 日、金融審議会より「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ 中間論点整理」（以下「中間論点整理」）が公表された。これを踏まえ、以下の設問に答えなさい 1. 我が国におけるサステナビリティ開示基準（以下「SSBJ 基準」）の概要、および、その適用・第三者保証導入に向けたロードマップの概要について説明しなさい。 2. 中間論点整理では、時価総額 5,000 億円未満の企業への SSBJ 基準の適用について「今後の検討」とされているが、財務諸表作成者および利用者の観点から、すべての上場企業に導入すべきか否かを論じなさい。 有価証券報告書におけるサステナビリティ関連財務開示に対する保証業務の担い手について、中間論点整理では「監査法人に限定すべきでない」とする意見と「監査法人に限定すべき」とする意見が併記されている。どちらが望ましいと考えられるか論じなさい。	
	字数(本論のみ。本論以外は、文字数に含めない。) ※本論における文字数には、「目次」、「はじめに」、「おわりに」は含めない。	6,400 字～7,200 字